

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 6 月まで

申立期間当時、私の両親は自営業を営んでおり、経営も順調で、私の国民年金保険料を両親が納付してくれていた。父親は、納付書が届いていれば全て納付していたはずであると話しており、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の両親は、昭和 36 年 4 月以降、満 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月 26 日に払い出され、申立人が 20 歳に到達した 58 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の保険料については現年度納付が可能であるとともに、同年 10 月までは過年度納付が可能であったところ、申立期間直後の 59 年 7 月から 60 年 3 月までの保険料については過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の両親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものと

みても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成16年2月は22万円、同年4月から同年6月までは24万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月から17年1月までは24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年8月までは24万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は26万円、18年1月から同年3月までは24万円、同年4月から同年6月までは26万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は24万円、同年10月から19年3月までは26万円、19年4月から20年7月までは28万円、同年8月は34万円、同年9月から21年6月までは28万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和39年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年1月5日から21年9月1日まで
私がA社で勤務していた期間のうち、平成16年1月から21年8月までの期間に係る標準報酬月額について、給料支払明細書で確認できる報酬月額より低い額になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額

の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び事業主から提出された給料支払明細書等から、申立期間のうち、平成 16 年 2 月は 22 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 24 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月から 17 年 1 月までは 24 万円、同年 2 月は 22 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 24 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 24 万円、同年 12 月は 26 万円、18 年 1 月から同年 3 月までは 24 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 26 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 28 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から 19 年 3 月までは 26 万円、19 年 4 月から 20 年 7 月までは 28 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月から 21 年 6 月までは 28 万円、同年 7 月は 30 万円、同年 8 月は 28 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 1 月及び同年 3 月については、事業主から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額に関する届出を行ったことを認めていることから、申立人及び事業主から提出された給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月26日から33年4月頃まで
② 昭和34年1月1日から同年5月1日まで
③ 昭和34年8月30日から37年10月頃まで

申立期間①についてはA社で、申立期間②及び③についてはB社で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

なお、昭和31年8月25日から32年3月30日までの期間については、B社で厚生年金保険に加入していることになっているが、当該期間についてもA社で勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間①のうち、一部の期間において、A社で勤務していた可能性はある。

しかし、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間①のうち、昭和31年8月25日から32年3月30日までの期間については、B社で厚生年金保険に加入していることが確認できるほか、申立人が同事業所の元同僚として氏名を挙げている者に係るオンライン記録を見ると、当該期間において、同事業所で被保険者記録があり、申立人が同事業所に就職したと主張している33年4月の時点では、既に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該期間については、申立人はA社ではなく、B社で勤務していた可能性があり、申立人の正確な勤務実態を確認することはできない。

また、申立期間①当時、当該事業所で勤務していた元同僚 40 人に対し照会を行ったところ、24 人から回答があったが、申立期間①における申立人の正確な勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて具体的な回答を得ることはできない。

さらに、当該事業所の事業を継承したC社に対し照会を行ったところ、同社は、当時の資料が無く、申立てに係る事実については不明である旨を回答している。

申立期間②及び③について、申立人は昭和 33 年 4 月から 37 年 10 月まで継続してB社で勤務していたと主張している。

しかし、申立期間②及び③当時、当該事業所で勤務していた元同僚 36 人に対し照会を行ったところ、23 人から回答があったが、申立期間②及び③における申立人の正確な勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて具体的な回答を得ることはできない。

また、当該事業所における勤務期間に厚生年金保険の未加入期間があると回答している元同僚が保管する給与明細書を確認したところ、勤務していても厚生年金保険に加入していない期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所の事業を継承したC社に対し照会を行ったところ、同社は、当時の資料が無く、申立てに係る事実については不明である旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 3 月 9 日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店を昭和 57 年 9 月末に退職し、その際、夫から退職後の健康保険と年金のことについて教えてもらい、同年 9 月に会社を通じて健康保険任意継続被保険者の加入手続を行うとともに、同年 10 月に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の第四種被保険者に係る加入手続を行い、同年同月から厚生年金保険料を納付した。厚生年金保険の加入記録を見ると、58 年 3 月 9 日に当該被保険者の資格を取得していることになっており、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店における厚生年金保険被保険者資格を昭和 57 年 10 月 1 日に喪失した後、社会保険事務所において厚生年金保険の第四種被保険者資格に係る取得手続を行い、同年同月から厚生年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法第 15 条第 3 項の規定により、第四種被保険者の資格取得日は、最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日又は第四種被保険者資格の取得申出が受理された日のいずれかを選択することとされており、同法第 17 条において、厚生年金保険の受給資格要件（被保険者期間 20 年）を満たしたとき又は厚生年金保険の適用事業所において被保険者となったとき等は、第四種被保険者の資格を喪失するものと定められている。

また、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者原票を見ると、申立人

は、昭和 58 年 3 月 9 日に資格を取得し、59 年 4 月 1 日に資格を喪失していることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 57 年 10 月 1 日時点で、12 年 7 か月（151 か月）の被保険者期間を有していることがオンライン記録により確認でき、厚生年金保険の受給資格要件を満たすためには、残り 7 年 5 か月（89 か月）の被保険者期間が必要となるところ、上記被保険者原票の「備考」欄には、第四種被保険者期間の満了日となる資格喪失予定年月日として、「昭和 65 年 8 月 1 日」と記載されていることが確認でき、これは申立人が昭和 58 年 3 月に被保険者資格を取得してから受給資格要件を満たすまでの期間と一致している上、当該被保険者原票に記載されている記録について、訂正された形跡は無く、一連の事務処理に不自然さは見られないことから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者資格取得に係る申出は、58 年 3 月 9 日に受理され、同日に同被保険者資格を取得したものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第四種被保険者の資格の取得及び厚生年金保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。